

# 就職活動を行うことが困難な方

(離職に伴い住居を喪失された方が対象です)

～ 22年2月1日より対象者の要件が緩和されました ～

(詳細は裏面の「対象となる離職理由」を参照してください)

- ◇ 事業主都合等の離職に伴って住居を喪失した方を対象に、民間職業紹介事業者が住居を提供した上で、再就職や生活・就職活動費を支援します。

## ○サービス内容○ (再就職支援期間は3か月です)

※ 就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者による次のサービスを無料で受けることができます。

- ① 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等
- ② 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ③ 住居の提供(家賃無料)、生活・就職活動費(月額10万円×最長3回)の支給などの住居・生活支援
- ④ 就職後の職場定着のためのサポート

ハローワークに求職の申込みをしている方で次の全てに該当する方です



- ① 倒産・解雇等又は労働契約が更新されなかったこと(更新を希望していた場合に限る。)による離職をしている方であって、離職後1年以内の方
- ② 雇用保険の受給資格がない方
- ③ ①の離職が理由で住居喪失状態となっており、就職活動に支障が生じていると認められる方
- ④ 正規雇用への意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行う方
- ⑤ 国や地方公共団体等が失業者の住居確保等を目的として実施する資金の貸付又は給付金の支給を受けていない方

☆この制度には定員等がありますので、ご利用希望の方は、まずハローワーク職業相談窓口、又は最寄りのハローワークへお電話等にて実施の有無をご確認ください。

※ お申し込み後、上記資格要件の審査により対象者とならない場合等があります

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク